

新規開業を目的とした空き店舗等の 改装・新築費用を最大 **100** 万円補助します

矢板市では、空き店舗、空地、空き家を活用し、新たに開業する方を支援するため、改装または新築に要する経費の一部（補助率 1/2、最大 100 万円）を補助します。

<p>補助対象事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開業する目的で、空き店舗等を取得・賃貸借し、改装・新築にかかる工事等は市内事業者が行うものである ・小売業、飲食業、サービス業で、月 20 日以上営業し、開業から 3 年以上継続しての営業が見込まれる ・空き店舗等の所有者と <ul style="list-style-type: none"> ①同一法人等に属していない ②同一世帯でない ③生計を一にする者でない ④ 3 親等以内の親族ではない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所や倉庫としての利用 ・風俗営業 ・遊戯場に分類される娯楽業 ・宗教活動・政治活動が目的 </div>
<p>補助対象経費 および 補助率/補助額</p>	<p>改装・新築にかかる費用の <u>1/2</u>（上限 100 万円）</p> <p>※千円未満の端数がある場合は、切り捨て ※什器や備品など建物に付随しないものは対象外</p>
<p>補助対象者 および 申請要件</p>	<p>中小企業者または個人事業主で、次の要件をすべて満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税の滞納がないこと。 ・矢板市商工会の会員である、または入会見込みであること。 ・市内に店舗を所有し事業を行ったことがなく、事業対象区域内の空き店舗等を活用し、新たに店舗を設けて事業を始める者であること。 ・暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
<p>事業対象区域</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>矢板地区</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>片岡地区</p>  </div> </div> <p>（「矢板市立地適正化計画」に基づく都市機能誘導区域の範囲）</p>
<p>その他</p>	<p>まずは事前にご相談ください！</p> <p>※申請と同一年度内に実績報告まで完了する必要があります。 ※交付決定前に着工している場合は補助対象外となります。</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>矢板市 経済産業部 商工観光課 0287-43-6211</p>